

弁護士 おなやみごと無料相談 in 十勝

十勝管内の法律事務所がない 17 町村に弁護士が赴いて皆さんの相談を無料でお受けいたします。
十勝管内在住の方はどなたでも、どの実施場所でも相談を受けることができます。

予約受付（予約優先）：釧路弁護士会帯広会館
TEL 0155-66-4877

※当日相談を担当する弁護士が利害関係を有するため、相談をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。
(利害関係の有無を確認するためにも、事前の予約が確実です。)

平成 30 年度 スケジュール

《毎週火曜日 午後 1 時～午後 4 時》

		実施自治体		実施場所				実施自治体		実施場所		
4 月	3 日	陸別町	陸 別 町 役 場 第 1 会 議 室			10 月	秋のすずらん一斉相談					
	10 日	清水町	清水町役場 1 階町民相談室 1									
	17 日	音更町	木 野 コミュニティセンタ ー									
	24 日	池田町	池田町社会福祉センター 3号会議室									
5 月	春のすずらん一斉相談					11 月	6 日	陸別町	陸 別 町 役 場 第 1 会 議 室			
							13 日	広尾町	広尾町コミュニティセンター第2会議室・和室			
							20 日	士幌町	士幌町コミュニティセンター2階多目的作業室			
							27 日	幕別町	札内コミュニティプラザ1 階和室会議室			
6 月	5 日	更別村	更別村社会福祉センター 小会議室			12 月	4 日	音更町	音 更 町 総 合 福 祉 セ ン タ ー			
	12 日	士幌町	士幌町コミュニティセンター2階多目的作業室				11 日	芽室町	芽室町保健福祉センター 相談室			
	19 日	幕別町	札内コミュニティプラザ1 階和室会議室				18 日	池田町	池田町社会福祉センター 3号会議室			
	26 日	大樹町	大 樹 町 福 祉 セ ン タ ー				25 日	上士幌町	上士幌町山村開発センター 第3研修室			
7 月	3 日	芽室町	芽室町保健福祉センター相談室			1 月	1 日	年始				
	10 日	広尾町	広尾町コミュニティセンター第2会議室・和室				8 日	更別村	更別村社会福祉センター 小会議室			
	17 日	清水町	清水町役場 1 階町民相談室 1				15 日	豊頃町	豊 頃 町 役 場 1 階 会 議 室			
	24 日	足寄町	足寄町消費生活相談所 相談室				22 日	中札内村	中札内村農村環境改善センター会議室			
	31 日	豊頃町	豊 頃 町 役 場 1 階 会 議 室				29 日	新得町	新 得 町 役 場 会 議 室			
8 月	7 日	新得町	新 得 町 役 場 会 議 室			2 月	5 日	清水町	清水町役場 1 階町民相談室 1			
	14 日	お盆休み			12 日		浦幌町	浦 幌 町 役 場 1 階 相 談 室				
	21 日	中札内村	中札内村農村環境改善センター会議室				19 日	鹿追町	鹿追町民ホール セミナー B 室			
	28 日	鹿追町	鹿追町民ホール セミナー B 室				26 日	新得町	新 得 町 役 場 会 議 室			
9 月	4 日	上士幌町	上士幌町山村開発センター 第3研修室			3 月	5 日	芽室町	芽室町保健福祉センター相談室			
	11 日	幕別町	幕別町民会館 1 階和室×2 応接室				12 日	足寄町	足寄町消費生活相談所 相談室			
	18 日	浦幌町	浦 幌 町 役 場 1 階 相 談 室				19 日	大樹町	大 樹 町 福 祉 セ ン タ ー			
	25 日	更別村	更別村社会福祉センター 小会議室				26 日	幕別町	忠類コミュニティセンター1 階児童室 老人室			

帯 広 弁 護 士 協 会

後 援

足寄町・池田町・浦幌町・音更町・上士幌町・更別村・鹿追町・清水町・新得町
大樹町・豊頃町・中札内村・広尾町・本別町・幕別町・芽室町・陸別町

受付・お問い合わせは…釧路弁護士会帯広会館まで ☎ 0155 (66) 4877

問合せ先

役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

平成 30 年度資源ごみ集団回収活動助成金交付事業

はじめませんか？資源ごみの集団回収！

●対象団体

町内の子ども会、町内会、老人クラブ、女性団体、P T A など
5 世帯以上で構成する団体

●助成の内容

＜助成金の交付＞
・基本額 1 団体 5,000 円（年度内 1 回限り）
・加算額 回収量 1kg につき 4 円
＜対象品目＞
新聞、ダンボール、雑誌、ビール瓶、一升瓶、アルミ缶

●集団回収のメリット

- ・集団回収を通じ、地域のコミュニティの形成が促進されます。
- ・実施団体の活動費として、助成金を有効に活用できます。
- ・資源の大切さを学ぶなど環境意識が高まります。
- ・分別が徹底され質の高い資源物を回収できます。

●集団回収をはじめるには？

- ① 団体の中で、必要な役割や回収する資源物の種類、いつ、どこに、どのように集めるかなどを決め、回収業者と相談します。
- ② 「集団回収活動実施団体登録申請書」を町に提出します。
※すでに登録されている団体については、提出は不要です。
- ③ 事前に決めた回収日時、場所、出し方を守り、資源物を出します。
回収後は、回収業者から「買い上げ伝票」等をもらい、この伝票を添えて助成金交付申請書を町に提出します。

- 必要書類
助成金交付申請書、資源ごみ回収実績報告書、買い上げ伝票等

問合せ先

役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213



池田警察署からのお知らせ

現在、豊頃町等の複数のお宅に「民事訴訟管理センター」を名乗る詐欺のハガキが届いています。

この詐欺のハガキは、個人情報保護のシールなどが貼られ、「訴訟最終通知」などと書かれています。ハガキに書いてある電話番号へ連絡するとお金を請求されます。書かれている電話番号には、絶対に電話をしてはいけません。

届いたら、家族や親せき、警察に相談しましょう。

詐欺のハガキの文例
.....➡

問合せ先

池田警察署（池田町）☎ (572) 0110

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号（ぬ）7xx

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。
下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。
尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。
民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。
尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成 30 年 3 月 x 日

民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関 x 丁目 x 番 x 号
消費者相談窓口 03-xxxx-xxxx
受付時間 9:00 ～ 18:00（日・祝日を除く）